

委員会提出議案第 1 号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 25 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成１７年亀山市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（議会運営委員会の設置） 第４条 〔略〕 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>５</u> <u>人</u> とする。 〔３ 略〕	（議会運営委員会の設置） 第４条 〔略〕 ２ 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>６</u> <u>人</u> とする。 〔３ 略〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。